

製品売買約款

この約款（以下「本約款」という）は、日本インスツルメンツ株式会社（以下「売主」という）からお客様（以下「買主」という）への見積書に記載された装置（以下「製品」という）の売買に適用されます。買主が製品をさらに第三者（以下「エンドユーザー」という）に転売する場合で、買主とエンドユーザーとの間の取引において本約款に記載された条件と異なる条件が定められたとき、売主は一切の責任を負わないものとします。

第1条 本約款の適用

第1項 本約款は、売主が発行する見積書及び注文請書の一部を構成します。製品の売買契約（以下、「本契約」という）は、買主により注文書が発行され、売主により注文請書が送付されることにより成立します。ただし、本契約において本約款と異なる内容を定めることを妨げるものではありません。

第2項 別途売主と買主の間で取引基本契約書を締結している場合で、当該取引基本契約書と本契約の記載内容が矛盾するときは、本契約の定めが優先されます。

第2条 価 格

第1項 製品の購入価格は本契約に記載されます。

第3条 支払条件

第1項 買主は売主に対して、本契約の定めに従って購入価格を支払います。

第2項 買主が売主に対する支払いを遅延した場合、買主は売主に対して支払期限の翌日から完済に至るまでの年 14.6%の利息及び売主が当該支払いを受けるために発生したすべての費用（弁護士費用を含む）を支払うものとします。

第3項 売主は、買主の財務状況に照らして、買主からの全部もしくは一部の前払いその他の保証を要求できるものとします。

第4条 知的財産権

第1項 本契約に基づいて販売される製品及び共に使用されるソフトウェアに関する売主の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等の知的財産権（以下、「知的財産権」という）は、別段の定めがない限り、本契約に基づき当然に買主に使用が許諾されるものではなく、また、いかなる知的財産権も、本契約に基づき買主に移転しません。

第5条 受入準備

第1項 買主は、製品の設置場所を準備し、売主から事前に提供された製品の仕様その他の情報に従って、電気（必要に応じて変圧器を含む）、配管その他の設備や環境を準備するものとします。なお、受入準備にかかる費用は買主負担とします。

第6条 納 入

第1項 売主は、本契約の定めに従って製品を納入します。

第2項 納入が買主の責めに帰すべき事由により遅延した場合、当該遅延による売主における製品の保管にかかる費用は買主の負担とします。

第3項 前項の場合、買主は当初の納入予定日から1週間ごとに、遅延した製品の購入価格の0.5%に相当する違約金を売主に支払うものとします。なお、1週間に満たない日数は1週間とみなされます。当該違約金を超過する損害を売主が被ったときは、売主は当該超過部分の損害を買主に請求する権利を留保します。

第4項 第2項の場合において、当初の納入予定日から10週間を超える遅延が発生したときは、売主は納入日の変更を請求することができます。ただし、納入日の変更について合意した場合であっても、買主は第3項所定の違約金の支払を免除されません。

第5項 第2項乃至前項の規定は、エンドユーザーの要求または原因で納入が遅延した場合にも適用されます。

第6項 売主が債権の保全上必要と認める場合は、買主から適切な保証を受けるまで、製品の全部又は一部の納入を拒絶することができます。この場合売主は、買主に生じた損害について、賠償する責任を負わないものとします。

第7条 据付・検査

第1項 売主は、本契約の定めに従って、製品の納入後、必要な製品について据付を行います。

第2項 買主は、製品の据付時に、あらかじめ売主と合意した検査基準・内容・方法による製品の検査（以下「検収」という）を行う場合には、買主が検査基準を満たすことを確認したことを以て検収合格とします。

第3項 前項の検収に不合格であった場合、売主は不足分の納品、代替品の納入、製品の修理または修補その他の適切と考える方法により、履行の追完を行います。

第4項 第2項の検収に不合格であっても、買主の使用目的の遂行に支障の無い程度であると買主が認めた場合は、売主との協議によりその対価を減額したうえ、買主はこれを引き取ることができます。ただし、当該不合格事由を原因として製品に不具合が生じた場合に第9条第1項は適用されず、また当該不合格事由により買主に生じた損害については買主の負担とします。

第8条 所有権と危険負担

第1項 製品の所有権と危険負担は、検収を行う場合は検収合格時点、行わない場合は納入時に売主から買主に移転します。

第2項 前項にかかわらず、第6条第2項の場合の製品の危険負担は、当初の納入予定日に移転します。

第9条 保証

第1項 検収を行う場合は検収合格后、行わない場合は納入後、製品について材料及び製造上の不具合が発見され、買主が検収合格日（検収を行わない場合は納入日）から12か月以内(RA7000-シリーズについては24か月以内)にその旨を売主に通知し、かつ、売主が当該不具合の存在を確認した場合、売主は代替品の納入、製品の修理または修補その他の売主において適切と考える方法により、当該不具合を是正します。本項の規定は民法及び商法の契約不適合責任に代わるものであり、売主は当該不具合について、本項に定める以外の責任を負いません。

第2項 前項に定める保証は、買主が製品の取扱説明書及び仕様書に定める使用方法に従わなかった場合は適用されません。

第3項 第1項及び前項の保証は、本契約に基づいて買主に供給されるパソコンその他の売主以外のメーカーまたはベンダーの製品には適用されません。それらの製品は、製品納入時点におけるそれぞれのメーカーまたはベンダーによって保証されます。

第10条 責任の制限

第1項 売主は、本契約に関連して、買主に生じた事業の損失その他のいかなる間接的、付随的または特別な損害についても責任を負いません。

第2項 本契約に関連して買主から売主が賠償責任を負う場合であっても、賠償額はその損害の直接の原因となった個別の製品の購入価格を上限とします。

第11条 不可抗力

第1項 いずれの当事者も、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能に起因する履行遅延または履行不能については、その責任を負いません。

第2項 前項の場合、当事者は直ちに相手方に通知し、履行遅延または履行不能による影響を最小限に抑えるために誠実な努力を行うものとします。

第3項 不可抗力による履行遅延または履行不能が6か月以上続く場合、いずれの当事者も、相手方に書面で通知することにより本契約を解除することができます。かかる解除を理由として、相手方はいかなる請求（金銭的請求を含むがそれに限らない）もすることはできません。

第12条 契約の解除

第1項 売主及び買主は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、ただちに本契約の全部または一部を解除することができます。

(1) 監督官庁より営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき

(2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、もしくは手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき、または電子記録債権が支払不能となったとき

(3) 信用資力の著しい低下があったとき、またはこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき

- (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行または競売の申立て、もしくは公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申し立て等の事実が生じたとき
- (6) 前各号に準ずる重要な事由があったとき
- (7) 解散の決議をしたとき

第2項 売主または買主は、相手方が本契約の各条項に違反し、相当の期間をおいて催告したにもかかわらず是正されないときは、本契約を解除することができます。

第13条 期限の利益の喪失

第1項 売主及び買主は、前条第1項の各号の一つにでも該当する事由があるときは、相手方に対して負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務のすべてをただちに相手方に弁済するものとします。本契約が解除されたときも同様とします。

第14条 成立後の契約変更

第1項 本契約は、売主及び買主の両方が署名した別の書面による合意によってのみ変更することができるものとします。

第15条 秘密保持

第1項 買主は、本契約に関連して売主から取得した売主及び売主のグループ会社の業務上及び技術上の情報（以下「秘密情報」という）を、売主の事前の書面による承諾を得ないで第三者（秘密情報を業務遂行上知る必要がある役員及び従業員を除く）に開示もしくは漏洩してはならず、また、本契約の履行以外の目的で利用しないものとします。

第2項 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報は、前項に基づく秘密情報から除外されます。

- (1) 開示される前に公知になっている情報
- (2) 開示される前に既に保有していた情報
- (3) 開示された後に自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負わずに取得した情報
- (5) 開示された情報によることなく独自に開発した情報

第3項 第1項にかかわらず、売主と買主の間で別途秘密保持契約を締結している場合は、当該秘密保持契約の締結目的の範囲内において当該秘密保持契約が本契約より優先されます。

第16条 貿易管理

第1項 買主は、売主製品、製品用の部品（純正部品を含むがこれに限られない）、技術文書、取扱説明書、図面、その他の情報（「製品/情報」という）を核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵のために利用してはなりません。

第2項 買主は、対価の有無にかかわらず、直接又は間接的に、下記の目的で又は下記の者に対して、「製品/情報」を輸出、再輸出、譲渡、又は貸与してはなりません。

- (1) 軍事目的で、日本、国連、欧州安全保障協力機構、EU、EU加盟国、又は、アメリカ合衆国によって指定された禁輸国又は禁輸地域
- (2) 日本、国連、欧州安全保障協力機構、EU、EU加盟国、又はアメリカ合衆国が指定し、又はこれらの法令に基づく denied persons、Entity list 等の制裁リストへの掲載者（対象製品がデミニマスルール等により例外的に許容される場合を除く）、資金又は経済的資源が凍結されている自然人、法人、団体又は組織
- (3) 見積み又は出荷の時点で、大量破壊兵器活動（以下「WMD 活動」という）の目的で使用する意図を有している、その可能性がある、又は WMD 活動に従事している旨を、買主が知っている、又はその疑いを持つ自然人、法人、団体又は組織
- (4) 売主に対し事前に書面による通知をしていない自然人、法人、団体又は組織（在庫品は除く）。

第3項 買主は、貿易管理規制に基づき売主が別途要請する書類（エンドユース証明書、各種注文書を含むが、これらに限らない）を、定められた時期までに提出するものとします。

第4項 買主が上記に違反した場合又は違反したと合理的に認められる場合、売主は買主との全ての売買契約（本契約を含むがそれに限らない）を、事前の通知なく直ちに解除することができます。買主が第2項の各号に違反した場合で

あって、製品の買主またはエンドユーザーへの納入が完了している場合には、第11条第1項に定める保証期間に関わらず、売主は、製品及び部品の供給・交換に関するサポートを停止することができます。

第5項 前項の場合、売主は、解除によって買主に生じたいかなる損害も賠償する義務を負いません。また、解除により売主が損害を被った場合、売主は買主に対して当該損害の賠償を請求することができます。

第17条 国際社会に対する責任

第1項 買主は、次の各号に記載の事項を表明し保証します。

- (1) 現在及び将来にわたって、適用ある汚職防止法令（不正競争防止法、1977年米国海外腐敗行為防止法（FCPA）、及び2010年英国贈収賄防止法を含む）に違反する行為、又は、相手方による当該法令違反となり得る行為を行わないこと。
- (2) 現在及び将来にわたって、適用ある制裁法令（外国為替及び外国貿易法、米国財務省海外資産管理室（OFAC）が施行する規制等を含む）に違反する行為、又は、相手方による当該制裁法令違反となり得る行為を行わないこと。
- (3) 適用ある汚職防止法令、制裁法令に違反すること、テロ資金供与又はマネー・ロンダリングに関与することを合理的なレベルで防止できる措置を講じること。

第2項 適用ある法令の違反又は違反のおそれがある場合、買主はこれを直ちに売主に通知し、自ら又はその関係者による当該法令違反又は違反のおそれにより売主が被る損害の一切につき責任を負うものとします。

第3項 買主は、売主が実施するコンプライアンス関連の監査（売主との取引に関連した会計記録の閲覧含む）又は調査に協力することに合意します。

第18条 反社会的勢力の排除

第1項 買主は、現在及び将来にわたって、自ら及び自らの役員（役員、取締役又はこれらに準ずる者をいう）が、暴力団、暴力団関係企業その他これに準ずる者又はその構成員ではないことを確約します。

第2項 買主は、相手方に対して、次の各号のいずれの行為も、自己又は第三者を利用して行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為、又は、法的な責任を超えた不当な要求行為
- (2) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第3項 買主が第1項又は前項の確約に違反し、或いは、合理的な根拠に基づき違反したと認められる場合、売主は、何らの催告を要せずして、全ての売買契約（本契約を含むがそれに限らない）を解除することができます。

第4項 前項の場合、解除により買主に生じる損害について、売主はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により売主に損害が生じたときは、買主はその損害を賠償するものとします。

第19条 管轄

第1項 売主と買主の間で本契約に関連して発生するすべての紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条 権利義務の譲渡禁止

第1項 本契約に基づく買主の権利及び義務は、売主の明示的な書面による同意なくして譲渡することはできません。

第21条 可分性

第1項 管轄裁判所が本契約の一部の条項を無効、違法または執行不能と判断した場合であっても、それらは本契約の他の条項に影響を与えるものではなく、他の条項の有効性、合法性及び執行可能性は、いかなる意味においても損なわれるものではありません。

第22条 完全合意

第1項 本契約は、それに関する他の口頭または書面による合意に優先します。本契約は、本契約に関する完全な合意を構成し、両当事者が署名した書面による場合を除いて修正されません。